

## 決算特別委員会会議録

日時 令和2年10月12日（月） 開会時間 午前10時00分  
閉会時間 午後3時11分

場所 委員会室棟 大会議室

委員出席者 委員長 浅川 力三  
委員 白壁 賢一 桜本 広樹 遠藤 浩 水岸富美男  
渡辺 淳也 乙黒 泰樹 鷹野 一雄 志村 直毅  
向山 憲稔 飯島 修 古屋 雅夫 藤本 好彦  
佐野 弘仁

委員欠席者 市川 正末

### 説明のため出席した者

知事政策局長 渡邊 和彦 知事政策局理事 古谷 健一郎  
知事政策局次長 上野 良人 政策企画グループ政策参事 斉藤 由美  
政策調査グループ政策調査監 植村 武彦 秘書グループ管理監 武井 紀人  
広聴広報グループ戦略広報監 三科 隆人 国際戦略グループ国際戦略監 雨宮 学  
疾病対策推進グループ政策参事 佐野 満

福祉保健部長 小島 良一 福祉保健部理事（民生次長兼職） 成島 春仁  
福祉保健部次長 下川 和夫 福祉保健部参事（衛生薬務課長事務取扱） 大澤 浩  
福祉保健総務課長 津田 裕美 健康長寿推進課長 細田 尚子  
国保援護課長 眞田 健康 障害福祉課長 古澤 善彦  
医務課長 齊藤 武彦 健康増進課長 高橋 直人

子育て支援局長 依田 誠二 子育て支援局次長 渡辺 真太郎  
子育て政策課長 土屋 嘉仁 子ども福祉課長 小俣 達也

総務部長 市川 康雄 総務部理事 渡邊 雅人  
総務部理事（次長事務取扱） 小澤 浩 総務部次長（人事課長事務取扱） 染谷 光一  
総務部次長（財政課長事務取扱） 井上 弘之 職員厚生課長 柴田 克己  
税務課長 村松 茂樹 財産管理課長 丸山 正雄 資産活用室長 小澤 浩  
行政経営管理課長 保坂 一郎 市町村課長 古屋 登土匡  
情報政策課長 土屋 隆

防災局長 末木 憲生 防災局次長 細田 孝  
防災危機管理課長 小澤 清孝 消防保安課長 丸茂 敏樹

警察本部長 大窪 雅彦 警務部長 大泉 雅昭 警備部長 窪田 圭一  
刑事部長 清水 順治 交通部長 切刀 康友 生活安全部長 荒居 敏也

首席監察官 比留間 一弥 警察学校長 加々美 誠 総務室長 天野 英知  
警務部参事官 川口 守弘 警務部次長 三井 幹夫 刑事部参事官 瀬戸 良広  
生活安全部参事官 佐藤 光男 交通部参事官 井上 久  
警備部参事官 大森 伸 会計課長 進藤 明 教養課長 姫野 賢司  
監察課長 堀内 徹 厚生課長 山村 和之 地域課長 清水 高博  
少年・女性安全対策課長 所 紀久男 生活安全捜査課長 小林 英樹  
通信指令課長 赤池 久人 捜査第一課長 大森 勇人 捜査第二課長 今橋 敦  
組織犯罪対策課長 五味 雄二 交通指導課長 齋藤 武彦  
交通規制課長 内藤 智 運転免許課長 和田 弘記 警備第二課長 三浦 昇

出納局次長（会計課長事務取扱） 今井 幸一

議題 認第1号 令和元年度山梨県一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定の件  
認第2号 令和元年度山梨県公営企業会計決算認定の件

審査の概要 審査に先立ち、10月9日の部局審査における志村委員のわくわく地方生活実現事業費に関する質問に対する答弁について、有泉地域創生・人口対策課長から答弁を訂正したい旨の申し出があったため、これを受けることとした。

次に、午前10時00分から午前11時41分まで知事政策局・福祉保健部・子育て支援局関係、休憩をはさみ、午後1時15分から午後2時26分まで総務部・防災局関係、休憩をはさみ、午後2時45分から午後3時11分まで警察本部関係の部局審査を行った。

※ 10月9日部局審査における志村委員のわくわく地方生活実現事業費に関する質問に対する答弁の訂正

有泉地域創生・人口対策課長 9日の当委員会におきまして、志村委員からのリニア交通局所管、令和元年度歳入歳出決算の概要、(リ)3ページのわくわく地方生活実現事業費中の移住支援金交付事業費補助金の予算額についての御質問に対しまして、令和元年度と令和2年度の予算額を800万円程度と答弁をさせていただきましたが、正しくは令和元年度は7,500万円、令和2年度は6,075万円でした。

大変申しわけございませんが、訂正をお願いさせていただきたいと存じます。よろしくお願い申し上げます。

浅川委員長 執行部の説明が終わりました。この件について何か質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

浅川委員長 以上でこの件に関する質疑を終結いたします。

質疑 知事政策局・福祉保健部・子育て支援局関係

（宿舎入居料について）

向山委員

よろしくお願ひします。何点かお伺ひをいたします。

まず、知事政策局の部分ですけれども、まず1ページの宿舎入居料というのは、知事の公舎12カ月分ということでしょうか。

斉藤政策企画グループ政策参事 東京事務所、大阪事務所職員の宿舎入居料でございます。詳細を申しますと、東京事務所の職員の23名分、そして大阪事務所の職員分ということで、知事の入居料ということではございません。

向山委員

そうすると、知事の公舎代がどこにあるのか、まず、そこを確認します。

斉藤政策企画グループ政策参事 知事は宿舎ではございませんので、入居料等は払っておりません。

向山委員

承知したんですけれども、知事の公舎代がこの中に入っていないくて、計上されていない。ああ、そうなんです、ゼロ円ですか。わかりました。

（知事の交通費について）

あと、知事の交通費等が決算の中にあればお伺ひしたいと思います。

斉藤政策企画グループ政策参事 収入ということではなくて交通費ですか。職員給与費のほうで知事の職員給与ということで、給与費の中に入っておりますので、失礼いたしました。

知事につきましては、公用車に同乗しておりますので、交通費につきましては計上されておられません。

向山委員

そうすると、東京への出張費も入っていないということですか。

武井秘書グループ管理監 経常経費として旅費が計上されています。

向山委員

経常経費ということで、細かい部分で、もし数字が今すぐわからなければ、また後で教えていただければと思います。

（国際交流推進事業費について）

知の3ページだと思うんですけれども、国際交流推進事業費の内訳をお伺ひしたいと思います。

両宮国際戦略グループ国際戦略監 国際交流推進事業費の内訳でございますが、語学指導等を行う外国人の青年招致事業ということで、アメリカ、フランス、インドネシア、ブラジルから各1名ずつ国際交流員を招いておまして、その方の人件費が1,905万7千円。それから、海外の来県者対応経費ということで、臨時的な海外からの来県者の接遇費ということで138万円。その他経常経費が335万6千円でございます。

以上でございます。

（重要施策総合調整費について）

向山委員 続きます、その次の知の4なんです、重要施策総合調整費の内訳をお伺いします。

斉藤政策企画グループ政策参事 総合調整費の内訳でございますが、会計年度の職員の人件費でございます。

以上でございます。

（政策課題調査費について）

向山委員 あわせて、政策課題調査費についてもお伺いします。

斉藤政策企画グループ政策参事 政策課題調査費につきましては、全庁的に総合調整を行う視点で調査するものです。また基礎づくりや環境、福祉などそれぞれ諸課題について調査をしているものでございます。

昨年度の実績につきましては、リニアやまなしビジョン基礎調査が8,890万円、そして総合計画の策定支援業務につきまして590万円という支出になっているところでございます。

以上でございます。

向山委員 仕組みの部分でちょっと存じないんですけども、リニアの部局の予算とは別で、この調査費が盛られているということによろしいですね。

斉藤政策企画グループ政策参事 年度当初、想定していなかったさまざまな課題に対応することが、どうしても各部局にございます。そして、リニアは1つの部だけではなく、全庁的にまたがるものと理解をしております。政策的な調整が必要なものにつきましては、年度途中、支出をしています。このようなものにつきましては、この政策企画グループの政策課題調査費の中で支出しているものでございます。

以上でございます。

（知事交際費について）

向山委員 まず、1点だけ確認をさせていただきます。知事交際費について、内訳をお伺いします。

武井秘書グループ管理監 知事の交際費についてお答えをいたします。

交際費の内訳としましては、香典費用、会議等の出席に関する経費となっております。内訳といたしましては、香典費が25万円、生花代が34万600円、あと会議費等ということで44万8,280円となっております。

（医療費適正化推進事業費について）

向山委員 福の20ページの国保のほうですけども、医療費適正化推進事業費があるんですけども、恐らくこれは去年のやまなしデータdeヘルス事業かと存じますが、予算現額に対する執行額、残額が600万円近くあるという、この内訳を

お伺いしたいと思います。

眞田国保援護課長 お答えをいたします。

医療費適正化推進事業費でございますけれども、スマートフォンアプリケーションの開発でございましたけれども、予算が800万円程度あったものが、プロポーザルでの入札の関係がございまして、539万6千円程度となっております。

また、医療費分析のほうも入札差金が生じまして、執行額のほうが184万8千円というような状況でございます。いずれも入札差金の状況でございます。以上でございます。

（国際交流推進事業費について）

白壁委員

予算委員会の質疑になっちゃってんだけど、決算というのは、いかにそれを、これを使ってどういう成果が上がったかということを知りたいわけだね。

ちょっと関連して、気がついたところがあって、国際交流推進事業費って今話があった。幾つかやってるよね、事業を。国際交流センターというか、向こうも協力していただいて、そちらともやってるんだろうけど、それによってこの成果を見ると、何を何回やったとか、これはこういうことをやりましたという成果じゃないんだよ、これは概要。成果っていうのは、この何を何回やったことによって、例えば介護人材が定着して何人が現在山梨県で介護として働いていただいているとか、例えば、学校の関係があるのかな。大学生の関係で、例えば研修を受けたことによって、山梨県で働き始めたよとか、そういったものがこの中に書いてないと、これをやることによって二千数百万円使って成果が上がってないということになる。

もっと外国人の方々が定住してくれたとか、もっと海外から移住してくれたとか、ここに来て働いてくれているということが必要なんだわ。何を何回ここで、どこどこで何回の講習をしました。研修をしました。そこには何人の人たちが受講しました。それはいいの。それも前提にあっていいんだけど、それによって何がどう起きたのか。これが山梨県のためにどういう成果を上げたのかというのが、この成果説明書なの、本来からいうと。

どういうことが本来の成果としてあったのか。2,300万円を使って。

雨宮国際戦略グループ国際戦略監 成果ということですけども、昨年度、外国人の企業相談センターですとか、例えば2,300万円のところで申し上げますと、4カ国から国際交流員を招き、国際交流員の方に地域や学校へ出向いていただいて、母国のことを話していただいたりして、国際化に貢献していただいたりとかしております。

そういった中で、地道な活動をしていただいて、少しずつ学校や地域の中で、小学校や中学校、また社会人を対象にした研修会をやっておりますけれども、そういったところで少しずつ外国の国際交流員の方が研修をすることで、海外に目を向けたり関心を向けていただくということが、一つの成果になっているのかと思っております。

以上でございます。

白壁委員

まあ、それも成果といたら成果なんだろうけど、そういうことをすること

によって、海外に目を向けていただいたことによってどんな成果があったのか。アンケートではこんなによかったよ、ぜひ今度は母国からもっとこういう人たちを呼びたいよとか、私は母国に帰ったらこういうことでPRしたいとか、そういうのが成果だと思うんだけど、今言っているのは経過。経過プラス概要、じゃなくて、それによって何があったのかということなんだ。

例えば、ちょっと話が飛ぶけど、じゃあ知事は公用車によって交通費はごさいません。でも、職員と一緒に動かなきゃならないときはどうするんですか。逆に言うと、そのときにはもっと知事とのコミュニケーションをとるように、極力そういうことをすることによって、こんな成果が上がりますとかっていうのが成果なんだわ。

だから、こういうところに書くときには、こういうことで、こういう人たちが山梨県に定住していただきました。介護人材がこんなにふえましたというのを数値で書いておけば、成果というものになるの。

ここで余り言っても、今からどうなってるんだって調べてもしようがないことだけど、ぜひね、こういう決算だから、予算があって決算があって、どれだけ執行したか。執行率って何回も言ってるけど、昔は執行率っていうのをすごく重視したんだよ。何でここで余らせたんだと、こうやったんだけど、今は違う。予算があって当初の目的を達成するために、皆さんが努力した結果、執行率が下がったんだわ。努力した結果、予算を使わなかったんだ。しかし、成果がこんなに上がったんだよっていうのを明確にこの中に書いてもらおうと、決算審査というかね、認定という作業だけど、これが極めて重要になってくるということだよ。

ぜひね、ここは総体的にわたるから、知事政策局なんだろうけど、そういう捉え方というものを、ぜひやっていってもらいたい。そうすると県民に知らしめるっていうことも、数値化して知らしめることができる。こんな成果があったっていうことなのね。まあいいや。担当でいいや。そういうふうに、いいよ、局長が答えなくていいけど、そういうような方向でいってもらおうほうがいいということで、誰でもいいから、じゃあ答えて。

斉藤政策企画グループ政策参事 今、委員からも御指摘がありましたとおり、もともとのこの主要施策説明書と2つの顔を持っているもの、総合計画の実施状況ということもございまして、2つの性格を持っているものを一緒に報告させていただいているところですが、御指摘のとおり、どういった成果が出ているかというところを、今回は書いているところが少ないところもございまして。そういったところも含めて来年度以降、書き方、そういったところをもう一回全庁的に見直し、そしてまた改めていきたいと思っております。

以上でございます。

（山梨総合研究所費について）

桜本委員 知の4、山梨県総合研究所費ということですが、これはどんな名目のために支払っているのか。また、総合研究所としての予算の推移。あるいは、総合研究所から何か成果として出ているものがあれば。どういうものが出ているのか、ちょっと示していただけますか。

斉藤政策企画グループ政策参事 この山梨総合研究所費というのは、山梨総研が自主事業とし

て研究をしていた事業のための補助金でございます。昨年度、この事業につきましては、平成21年度から補助金として出しているものでございまして、継続性の事業としては、例えばアジア系のフォーラムとかそういったところをかなり昔の事業で行っておりますけれども、ここのところは地域に目を向けまして、公益性の高い地域、また地域の諸課題に対する研究ということでしているところでございます。

今、委員がおっしゃるとおり、成果としまして、昨年度の研究などを例にさせていただきますと、今、問題になっている自治会のいろいろな維持、存続に対する研究、そういった事業について、例えば若い世代と研究をしております、学生を交えた文献研究であるとか、あとアンケート、ヒアリング調査、そのようなものも一緒に行っているところでございます。

また、そういった課題につきましては、市町村を含めた報告会を行っております、皆さんで情報共有をしているところでございます。

あと、例えば若者の地域活性化の取り組み、問題点の検証などを研究テーマとして掲げているものもございまして、対象者としては地域住民や大学生、また県内企業も含めて研究を行っております。内容としましては、これもアンケート調査であるとか事例調査、ヒアリング調査などを行いまして、山梨総研、また拓殖大学、県立大学3者で協定を結びまして、それぞれの財産というか、知力を活用させていただきます、展開しております。

そういったものにつきましても、報告会、これは広く一般の県民も参加できるような報告会をしております、そういったところで発表しているところでございます。

以上でございます。

桜本委員

今、細かく説明していただいたところでありますが、山梨総合研究所ということですので、この21年から続いているという期間を見て、その総合研究所の成果というんですかね、それを客観的に見るような時期にも来ているかと思えます。

時代も変わり、社会も非常に変化していく中で、その当てずっぽうという言葉が適切かはわかりませんが、ある程度検証しながら、山梨県の長期的な展望だとか、総論的なものの中から各論に入っていくということの中で、ちょっとやっていることが細かくて、総合研究所の体をなしているのかどうか、疑問の点があります。この総合研究所のものをどのように成果として分析して検証されているんですか。

斉藤政策企画グループ政策参事 委員御指摘のとおり、今の自主研究の中身を見ますと、少し細かな内容になっているかと思っております。これにつきましては、総研に対する継続性の研究というのも必要になってくるかと思っておりますので、今単独で研究を毎年しているものもございまして、継続的にやっているものもございまして。そういったところで、昨年度、総合計画というものも山梨県ではつくらせていただきましたので、山梨県のあるべき姿といったところも書いておりますので、今後少しそういった部分を研究のほうにリンクするというか、一緒に研究をしていくというようなことを、総研とも話し合っていきたいと思っております。

以上でございます。

（主要施策成果説明書等について）

桜本委員

そして、総体的なこの知事政策局でいいますと、先ほど白壁委員のほうからお話があったように、やはりうまくまとまっていないというんですか、何々をやった、これこれをやったということも含めて、やはり成果というものが、こんなふうに寄与してきたとか、そういった記載は必要だと思いますし、また今回の説明でも部長さん、局長さんの話と、また課長さんの細かく説明する部分が非常に重なっている。もうちょっと部長さんとか局長さんにおいては、全体的な数字の羅列ということも総体的には大事なんですが、局として部としてどのようなものが出たかということ、まず端的にまとめていただいて御発言をいただいて、その後、説明する課長さんから数字的な裏づけだとか、細かい説明をしていただくような、やはり部ごと局ごとにちょっと説明の仕方が違うので、その辺も精査していただければと思います。

そして、1日目、2日目に議論が出たように、成果説明書の政策名と予算科目等について、我々がこの中から読み取りにくいような表記の仕方がありますので、幾つか指摘をしたように、ぜひ先ほどのことも含めて、改変というか、中身をちょっと変えていただければと思います。どうですか。

斉藤政策企画グループ政策参事 先ほどの話と重なるところがございしますが、今の委員の御指摘もあるとおり、来年以降、この実施報告書、また成果説明書については工夫をしていきたいと思っております。

以上でございます。

（介護福祉士等確保対策費について）

桜本委員

次に、福の13、不用額の社会福祉総務費の中の一番下の黒丸、介護福祉士等確保対策費執行残1,396万7千円なんですが、これは予算のほうで2,753万7千円です。

非常に不用額が多く感じるんですが、この介護福祉士の確保ということは喫緊の福祉現場の課題であります。この不用額の多さというのは、どんな理由があったんでしょうか。

細田健康長寿推進課長 介護福祉士等確保対策費の執行残の内容についてでございます。こちらの事業費は、介護人材確保のための潜在的な有資格者の再就職の促進ですとか、中高年を対象とした介護入門講座、そして介護福祉士を目指す養成校の方への修学資金の貸し付け、そして外国人材への研修会等々の事業が入っております。

残額につきましては、介護人材緊急確保の研修事業につきまして280万円ほどが執行残です。また、出張講座ですとか、介護人材の裾野を拡大するための事業の執行残が100万円ほどになっております。修学資金につきまして380万円ほど、外国人材の方への日本語学習の教材の支援費などにつきまして400万円ほど執行残がございまして、そして、外国人材の研修事業等につきまして160万円ほどの執行残がございまして、合わせて約1,400万円になっておりますが、こちらは特に修学資金等につきましては、ある程度予算を確保しておかなければいけないということもございまして、多目に予算をとってございます。

そのほかは、事業の支出の節減によるもの等、または年度末に新型コロナウイルス感染症のために研修会等を中止せざるを得なかったことによるものでございます。

以上です。

（母子家庭等自立支援事業費について）

桜本委員 続いて、子の7、母子福祉費の母子家庭等自立支援事業費、これも不用額のほうで233万円余というように、予算から比べて半分近くのものが残ってしまっている。この状況をちょっと御説明していただけますか。

小俣子ども福祉課長 母子家庭等自立支援事業費の執行残につきましては、母子家庭の自立支援のために職業訓練等を受けた場合に給付する費用、自立支援給付といたしますが、その昨年度の利用者が、県で所管する町村分について、約11名と、見込みよりも少なかったことによる執行残でございます。

桜本委員 これは市町村の努力不足ということでしょうか。

小俣子ども福祉課長 市の分につきましては、市が所管して市の福祉事務所単位で執行することになり、町村の分は県が所管しております。そのため、県の各保健福祉事務所にいます母子父子自立支援員が周知等に努めており、周知不足もあるかもしれませんが、利用が想定よりも少なかったということになるかと思いません。

桜本委員 甲府市が中核市となった関係で、福祉事務所を単独で持つという中で、その辺の影響があったかということについては、どのように考えますか。

小俣子ども福祉課長 もともと甲府市以外のほかの市も、市で福祉事務所を持っておりまして、母子家庭等の自立支援に関しましては、甲府市の中核市移行以前から市で行っております。県が所管している部分につきましては、町村の分ということになりますので、特に甲府市の中核市移行の影響があったということではないと思っております。

（広報費について）

飯島委員 知事政策局が広報に力を入れているというのは、よくわかるんですね。知3のところでも、「戦略的広報実施に向けた」と、こういう言い方をされていて、その力ぐあいというのはよくわかるんですけども、そこでお尋ねするんですが、主要な施策の成果の134ページに、戦略的広報実施に向けた体制の確立・推進ということで、県民の県政への理解促進、参加意識の醸成に向け、適時・適切な広報を機動的に展開するため、部局間連携により、全庁一体となった戦略的広報の実施体制を整備するとともに、広報関係事業の見直しを行い、新たな体系を構築した、と。

とても頼もしい組織ができたのかなと、これを読むと思うんですけど、どういう見直しをして、どういう新たな体系が構築されたのか、そこをお伺いしたいと思います。

三科広聴広報グループ戦略広報監 ただいまの委員の御質問にお答えします。

2点あったかと思いますが、1つ目は、体系の構築ということと、もう一つは事業の見直しの部分かと思いますが。体系の構築の部分につきましては、各部局の企画調整主幹をメンバーとします戦略広報会議というものを昨年度設けました。各部局で重なるような問題がある場合には、そこで調整をして情報発信を行っていく。各種媒体、どれを使うかというところは、広聴広報グループ、あるいはコンサルティングを頼んでいる会社と相談しながらやっていくということで、そういう体制を構築したということが1点でございます。

あと、後段の広報関係事業の見直しを行い、新しい体系を構築ということですが、これにつきましては、これまでの広報媒体の利用時間につきましては、新聞、テレビというものが主流でしたけれども、最近はウェブですとか、あるいはウェブの中でもSNSが多く利用されていますので、その辺の予算の配分を令和2年度は見直しまして、新聞、テレビについては減額する中で、ホームページあるいはSNSの発信については増額をしたところであります。

飯島委員

ありがとうございました。

おっしゃるとおり、時代に見合うよう適宜、フレキシブルにSNSなどに対応する。あるいはお役所の縦割りをなるべくなくして横断的にやるという、こういう答弁だと思うんですけど、ただ、その下の戦略的広報会議の開催が1回というのは、とてもびっくりしたんですね。戦略的会議で縦割りになりがちな部局を横断的にやろうと思ったら、1回で済むのかというのは、とても不思議なんです。会議をたくさん催せばいいということではないんですけど、この1回の内容とは、どういう内容だったんですか。

三科広聴広報グループ戦略広報監 ただいまの質問にお答えいたします。

これは1回ということですが、今、委員からもお話がありましたように、会議をやればいいというものではなくて、大きい会議というのは、どうしても手間がかかるところがありますので、この下の行に記載がありますように相談を受けたりですとか、あるいは幹事会という組織もありますので、個別の活動については、説明書に出ていない部分でも多く活動を行っております。

飯島委員

今、説明を受けまして、ここにはないさまざまな会合があるということだと思うんですけど、やっぱりそういうことを書いていただかないと誤解を生むというか、立派な戦略的なことをやっていると書いて、実際にやってるんですけど、でも会議は1回しかしていないとなると、これは本当にやっているのかと、このように思うので、その辺も今後改善していただきたいと思います。

県が広報をして、県民の皆さんにわかりやすく「見える化」をするという取り組みは大事だし、もっと言うと、今のこの決算特別委員会も執行部の皆さんと私どものこういう活動の「見える化」もしっかりしていないとおかしいということも申し上げながら、では、この戦略的広報会議開催の1回目の議事録はあるんですか。

三科広聴広報グループ戦略広報監 議事録につきましては今手元にはございませんけれども、1回の内容としましては、去年、この体制を初めて構築いたしましたので、今後県庁で戦略的に広報を行っていくに当たって、組織的あるいは適時適切、機

動的な広報を行うということを全庁に周知するのに加え、あとコンサルティング会社に研修を行ってもらうような形で、去年の戦略会議を開催したところです。

飯島委員 せっかくでありますから、この戦略的広報会議の開催1回、その下のセミナーの開催4回、相談件数11件の議事録を要求します。

白壁委員 議事録をとっているのか。

三科広聴広報グループ戦略広報監 ただいまの要求についてですが、議事録というものは残してございませんので、概要でよろしいでしょうか。

白壁委員 要点筆記だよな。

三科広聴広報グループ戦略広報監 はい。加えてその相談の11件についても、概要をまとめたものが報告書がコンサルティングから出ておりますので、そちらの概要でよろしいでしょうか。確認をお願いいたします。

飯島委員 議事録がないということであれば、内容がわかるものをお願いし、今後はやっぱりそういうのは議事録をとる必要があるということも申し上げたいと思います。

浅川委員長 飯島委員の資料要求につきまして、要求することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

浅川委員長 あわせまして、先ほどの向山委員から要求がありました旅費に関する資料についても、委員会として資料を要求することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

浅川委員長 執行部は、要求がありました資料について、いつまでに作成、提出できますか。

斉藤政策企画グループ政策参事 本日中に提供させていただきます。よろしくお願ひいたします。

浅川委員長 よろしくお願ひします。  
（要求のあった資料は、同日の警察本部関係の審査の際に席上配付された。）

（子育て支援局所管の収入未済額について）

遠藤委員 子の1です。歳入内訳の中で、分担金及び負担金、これが調定額に対して収入済額の割合が非常に低い、異常だと思いますけれども、この収入済額の説明を、詳細を教えてください。

小俣子ども福祉課長 この収入につきましては、児童養護施設や里親、乳児院などに子供を児童相談所が措置した場合に、親に請求する月々の負担金であります。収入につきましては792万円余ということになっておりますが、収入未済が2,541万9,552円、現年の徴収率は48%という状況になっておりまして、過年度分の徴収が相当ありますので、徴収率が非常に低いという状況になっております。

遠藤委員 過年度分が半分以上ということもあるので、やはりこれは努力に欠けるんじゃないかと思うんですが、どのような対策をしているんでしょうか。

小俣子ども福祉課長 最近の児童相談所における児童養護施設、里親、乳児院等への措置に関しては、児童虐待が大変増加している状況であり、約7割が児童虐待を受けた子供たちの措置という状況になっています。

そういう中で、施設に入所措置する場合は、保護者の同意が必要となりますが、その同意すら得られずに家庭裁判所の承認を得て児童を措置するという状況もあり、家庭の経済状況も苦しかったり、親がどこへ行ってしまったかわからないとか、刑務所に収監されてしまうというような状況もありまして、非常に徴収に関しては困難を極めているという状況にあります。

その中でも、収入状況の調査などをいたしまして、催告はもちろん、電話でのお願い、場合によっては夜間臨戸という方法も使って徴収をしているところですが、現状このような状況になっているということでございます。

遠藤委員 極めて深刻な状況だと思うんですけども、公平負担の原則などを考える中で、払っていただくのが正当かと思うんですが、ほかに補填対策のようなことはないんですか。毎年これは上がってくる、金額がのしていくと思うんですけども、何か別の方法も考えるべきだと思いますが、いかがですか。

小俣子ども福祉課長 対策につきましては、資力の調査ということで、まずは収入状況の調査等を行って、収入があるところに関しては、徴収圧力をかけていくというような取り組みをしているところでございます。その他の対策ということになりますと、現状ではまだ検討していない状況でございます。

（福祉保健部所管の収入未済額について）

遠藤委員 この点については、終わらせていただきたいと思うんですが、次は、福の1ですね。こちらのほうも収入未済が結構、何カ所かに分かれてあります。先ほどと同じように現年・過年、どのような割合になっているのか、お伺いいたします。

古澤障害福祉課長 児童福祉費負担金、それから児童福祉費使用料ですが、この負担金につきましては、措置による入所に係るものでございます。使用料につきましては、これは契約に基づいて入所をしているものの負担金ということでございます。いずれもやはり子育ての施設と同じように、ここから取るということが難しく、施設の職員ですとか、一緒に相談をさせていただいて、保護者が来るような場合には、打ち合わせをさせていただいて、分割で払っていただくとか、そ

ういうことをさせていただいているんですが、中には行方不明の方、御理解をなかなかいただけないような方もございまして、苦しんでいるという状況でございまして。

遠藤委員 ちょっと多岐にわたって、子育てのほうと一緒に資料を現年・過年の区分とか主な理由などを書いたような資料をいただければありがたいと思いますが、いかがでしょうか。

浅川委員長 お諮りします。ただいま遠藤委員から要求がありました資料について、委員会として資料を要求することにいたします。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

浅川委員長 執行部は、要求がありました資料について、いつまでに作成、提出できますか。

古澤障害福祉課長 本日中に提出をさせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

浅川委員長 それでは、この件に関しまして、執行部は本日中に資料を提出願います。

小俣子ども福祉課長 子育て支援局の分も本日中に資料提出させていただきます。  
（要求のあった資料は、本日の審査終了後に提出され、各委員へ配付された。）

（医療従事者の確保・定着・偏在の是正について）

遠藤委員 もう一点お伺いいたします。

福の11、医療従事者の確保・定着・偏在の是正ということですが、成果説明書と照らし合わせて、この医療従事者の偏在に対する事業というのはどれであって、予算規模としてどの程度使われているのか、お伺いいたします。

齊藤医務課長 お答えをいたします。

現在、医師並びに看護師につきましては、昨年度計画をつくらせていただきまして、目下のところ鋭意確保対策を進めているところであります。県下の中で医療圏ごと、中北を中心に充足していると言われていたところ、その一方、峡南、富士・東部等々、足りないと言われていたところがございますので、山梨大学や看護協会等と連携しながら、進めているところであります。

具体的には、委員おっしゃったように、福の11ページを中心といたしました事業でもって行っておりまして、特段偏在是正に向けた事業で、これというものはなかなかなくて、日ごろからドクターの方、看護師の方とディスカッションする中で、ぜひとも偏在是正を進めていただきたいということで、進めているところであります。

あと、成果説明書のほうで、79ページなどにごございますように、ドクターの場合でいいますと、地域医療支援センターということで、山梨大学に設置しておりますけれども、こういったところで診療科の偏在是正に向けまして、診療科の教授等々とディスカッションをする中で、偏在の是正に努めているところでございます。

以上です。

遠藤委員 その地域医療支援センター1カ所、山梨大学内にあるということなのですが、この予算規模とどのような活動をしているのか、教えてください。

齊藤医務課長 地域医療支援センターにつきましては、主にドクターの方1名、また事務の方2名の人件費を県のほうから補助させていただきまして、平成25年4月に設置しているところであります。主な内容といたしましては、先ほど申し上げましたように、各地域の偏在の是正に向けまして、各地区の病院長並びにドクターの方と山梨大学の診療科をつなぐような動きをしているとともに、あとはドクターの方の課題形成に向けまして、相談を随時受けているということでもってやっています。具体的な事業費といたしまして1,240万円余でございます。

以上でございます。

遠藤委員 私も峡南で、近くに峡南医療センターがありますけれども、本当に医師が困窮している状況で、そういう状況の中で1,200万円かけていただいて、事業をしているということですが、やっぱり成果を出していただかないと、地域としてはかなり医療が疲弊をしている状況でありますから、平成25年ぐらいからですか、いろいろ事業をやっているんですが、県がこれだけ投資をして成果を出すということをしていただきたいと思っておりますけれども、いかがですか。

齊藤医務課長 なかなかドクターの確保並びに看護師の確保というのは、この事業をすれば即効性があるというものは、なかなかないということは、非常に悩ましいところではあります。ただ、いろんな事業を進めていく中で、当然成果も出さなければいけないと考えておりまして、手元の資料にはなりますけれども、12年ほど前の平成20年のデータになりますが、ドクターの数でいけば山梨県は1,774人ということでしたけれども、直近の数字でございますが1,954人ということで、180人ほどふえているところであります。地域医療支援センターを初めとした各関係者の御努力によって、着実にドクターの数、または看護師の数がふえているものと考えています。今後ともしっかりと努力してまいりたいと思っております。

以上でございます。

（医療従事者の確保・定着・偏在の是正について）

古屋委員 遠藤委員と同じ関連質問でございますが、特に産科医の状況がこの5年ぐらいでどのような状況になっているのか、お聞きします。

齊藤医務課長 産科医並びに産婦人科医ということで集計をとっているところでございますけれども、直近のデータで申し上げますと、平成30年度は76人ございました。ちなみに12年前の平成20年度でいいますと74人ということで、実は余りふえていないように思うんですが、実はこの産科医、非常にリスクが高いと言われておりまして、希望者も少ない状況になっております。その前には8

0人、90人いた時代もございまして、だんだん減っていったということになっておりまして、平成24年、26年あたりには非常に少ない状況がありました。ただ、先ほど来申し上げているように、いろんな事業を進める中で、何とか平成30年度に向けては少し上向きになってきたということで、着実に成果が上がってきていると考えています。

以上です。

古屋委員　やはり産科医については、どこの自治体あるいは県であっても、各保健所単位でみても、身近なところでお子様を産むという、こういうことが一番重要だと思いますので、引き続きここはやっていただきたいと思います。

もう一つは、今、コロナの関係があるんですけど、感染症関連の医師の状況はどのようになっていますか。

齊藤医務課長　まさにことしの3月以降、新型コロナウイルス感染症の対応ということで、県下のドクターの方に大いに活躍をいただいているところであります。委員がおっしゃるように、その中でも感染症の先生となりますと、実は専門医に認定されている方というのは、2人ということでございまして、非常に少ない状況の中で取り組んでいる状況です。

以上です。

古屋委員　ここが一番ポイントになっておりまして、令和2年度の新しい事業の中にも組み込まれていると思うんですけど、やはりこれはセットでしっかり今後取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

（母子家庭等自立支援事業費について）

小俣子ども福祉課長　恐れ入ります。桜本委員の子7ページ、母子家庭等自立支援事業費の執行残に関して、答弁を誤ってしまいましたので、修正をさせていただきます。

先程の答弁は、その上の行の母子家庭等自立支援給付費の執行残について御説明してしまいました。母子家庭等自立支援事業費につきましては、母子家庭等就業自立支援センター事業とひとり親家庭日常生活支援事業を、母子寡婦福祉連合会に委託をしているものでございまして、ひとり親の家庭で親が病気になったり、冠婚葬祭でちょっと子どもの面倒が見られなくなったりしたときに、子どもの生活の世話をすることを委託する事業になりますが、その利用が若干少なかったことに加え、甲府市が中核市に移行したことで甲府市が母子寡婦福祉連合会に事業を委託することになり、甲府市の分が昨年度から減ったことから、執行残が生じたということになります。

浅川委員長　これに関する質疑はございますか。

（「なし」の声あり）

浅川委員長　以上をもって知事政策局、福祉保健部及び子育て支援局関係の部局審査を打ち切ります。

質疑 総務部・防災局関係

（文書費について）

向山委員

よろしくお願ひします。何点かお伺ひをいたします。

まず、文書費についてお伺ひをしたいんですけども、本年度の文書費ということで1億1,800万円余りが計上されていますが、その前年度、平成30年度と比べると2,700万円余り増額をしているんですけども、その要因等がわかればお伺ひします。

保坂行政経営管理課長 ただいまの御質問についてお答えさせていただきます。

まず、文書管理費についてですけれども、行政文書システムの維持管理に関する経費が主な内容になりますが、今年度についてふえた部分がございます、今年度文書管理システムのサーバーの乗せかえという事業がございます、その経費について、今年度はちょっと多くなっております。4,317万円というのが今年度特別にふえた部分でございます。

以上です。

向山委員

その上で、県議会もタブレットということで進めているんですけども、そのペーパーレスの取り組みについて、昨年度予算の中で取り組まれて実践をされたところ等があればお伺ひします。

保坂行政経営管理課長 お答えします。

まず、ペーパーレスということで、取り組んだことですが、文書管理システムの決裁についてですが、電子決裁とそれから併用決裁と、決裁方法に2種類の方法がございます。決裁方法につきましては、電子決裁というのは、完全な電子のやり方で、併用という、紙文書と一緒に決裁を回す方法ですが、できるだけ電子の決裁をふやすようにということで、各所属に願ひをして、行政文書については、できる限り電子化を進めるようにということで、昨年各所属に通知を出した。そういうことで取り組みをしております。

以上です。

向山委員

数字があればなんですけども、経費的に削減できた部分として、実績があれば、お伺ひしたいと思ひます。

保坂行政経営管理課長 ペーパーレスに関しての経費的な数字というのは、把握してございません。申しわけございません。

（地下水に着目した法定外税導入について）

向山委員

続きまして、昨年3月、一昨年に地下水に着目した法定外税導入に関する政策提言が県議会からされていますけども、昨年度中の12月でも、総務委員会のほうで決議が出されています。このいわゆるミネラルウォーター税に関する協議等について、昨年度中のこの決算の中での議論の中身と、方針とをまず確認させていただきたいと思ひます。

村松税務課長

お答えさせていただきます。

地下水に着目いたしました法定外税につきましては、昨年度3回検討会を開催させていただいております。内容といたしましては、税務に精通いたしました大学の先生でありますとか、あとは行政に詳しい先生方に、地下水につきまして税のあり方というものが、こういった形にできるのかということにつきまして、検討していただいたということでございます。

向山委員 検討された中で、県議会のほうで強くこの部分については政策提言、また決議と、2度にわたって行われていますけれども、導入に向けて実現する道筋ができていますのかどうか、お伺いします。

村松税務課長 今年度も引き続き検討会を開催しております。現在、地下水につきまして、こういった課税といいますか、こういったことができるかにつきまして、今、民間の企業さんにもお願いをして、調査をさせていただいているところでございます。その調査の結果等をまとめて、委員の先生方に御審議いただくこととなりますけれども、どういう課税の形が可能であるかにつきましての、いろいろな選択肢を今いろいろな調査も踏まえながら検討させていただいているところでございます。

こうした検討結果を踏まえまして、また専門的な御見地の中から、どうした形ができるのかについての御意見をいただきたいと思っております。

向山委員 部局審査の中なので、この部分について最後ちょっとお伺いしたいんですけど、県議会のほうで政策提言、また決議と2度にわたって強いメッセージを出されたというところについて、昨年度中にその結論、方針が出せなかったという理由を、まずお伺いしたいと思います。

村松税務課長 昨年度につきましては、検討会におきまして、山梨県の状況でありますとか、地下水に関係する環境でありますとか、これまで山梨県で行ってまいりました森林環境についての施策等について、そうした大きな流れといいますか、山梨県の取り組みを説明させていただきました。

今年度に入りまして、具体的な税のあり方ということにつきまして、こういった制度設計ができるのかという観点から、委員の先生方に共通の認識をお持ちいただいて、検討していただいているという状況でございます。

向山委員 この税の件に関しては、議会としての意思を受けとめていただいて、早急の方針等、決定をして実施に向けた方向で進めていただければと思います。

（非常用電源の整備について）

また、庁舎全体の県庁全体の防災の面でお伺いするんですけども、非常用電源、発電機等については、どのような体制を昨年度整備されたのか、また準備をされた部分があればお伺いします。

丸山財産管理課長 ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

県庁舎につきましては、庁舎を整備する中で、非常用電源を備えておりました、その際に今、具体的に数値を持ち合わせていないんですけども、おおむね半分程度の業務に対して、照明、それからパソコン等の対応ができるような

仕組みとさせていただいているところでございます。

以上でございます。

向山委員 昨年度中に決算の中で整備をされている金額として、小型の発電機も含めてなんですけども、そうした部分の御説明をお願いいたします。

小澤防災危機管理課長 昨年度、防災局におきまして、出先機関も含めまして、ハイブリッド型の非常用発電機8台につきまして購入をしたところでございます。それにつきましては、出先でございます地域県民センター等に配置をしまして、災害時に備えているところでございます。

以上でございます。

（公用の携帯電話について）

向山委員 最後に1点なんですけど、総務部になると思うんですが、職員の方々への携帯電話等の供給等については、昨年度どのような使用状況となっておりますでしょうか。

染谷総務部次長（人事課長事務取扱） お答えをさせていただきます。

公用携帯につきましては、人事課としては、その詳細については把握してございませんけれども、各部局の判断のもとに部局長等に配付しているものと承知しております。

以上でございます。

向山委員 自分も昨年度から議員にならせていただいて、いろんな職員の方と接する機会があるんですけども、公用以外で配られていないということで、自家用の携帯を、自分の携帯を使われている職員の方が複数いるような気がするんですけど、そこら辺はどのように把握をされていますでしょうか。

染谷総務部次長（人事課長事務取扱） お答え申し上げます。

先ほど申し上げたとおりでございます。各部局の判断で配付しているということでございますので、現在のところ私どもで状況は把握してございません。

向山委員 では、ここだけ最後確認します。総務部として職員の方の携帯電話の使用等について、昨年度中で検討または所有等について協議をされたことはありますか。

染谷総務部次長（人事課長事務取扱） お答え申し上げます。

先ほど来申しているとおりの、各部局の判断で配付しておりまして、総務部としても公用携帯は総務部長等に用意してございますけれども、それ以外のところでの用意はないということでございます。

（スマート自治体への転換について）

遠藤委員 今、向山委員の議論の中で気になったことがあったので、お伺いしたいんですけれども、スマート自治体ですね。成果説明書134ページによりますと、行政手続のオンライン化で6手続を行ったということでもあります。

これに対して、経費的には把握はしていないということだったんですが、昨今の押印廃止論というのが出てきていて、判こ業界の方とのやりとりも頻繁に行われるようになりました。つきましては、こういったことを経費的な部分からも説明できるような資料として欲しいので、今後この辺は経費的な観点からも把握していただけるようお願いしたいんですが、いかがでしょうか。

保坂行政経営管理課長 お答えします。

これからペーパーレスとか、それから今議論されている押印の関係とか、行政手続のオンライン化ということが、特に議論されておりますので、それに関しての数字的な把握ということにも努めてまいりたいと思います。

以上です。

（財政運営について）

遠藤委員 もう1点、同じような意味合いなんですけれども、成果説明書の137ページに、強靱化対策債を使うことによって、経費節減が行われたというような意味だと思うんですけれども、これも今後の私たち議員の強靱化議連などの活動もあるので、この辺の数値的なメリット、どのようにメリットがあるのかということ、具体的にわかるようなものをお示しいただきたいと思います。

井上総務部次長（財政課長事務取扱） 有利な交付税措置のある防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債についてでございますけれども、数字的な話を申し上げますと、一般の公共事業等債というのは、充当率90%に対して交付税措置率が22%程度でございます。これに対しまして、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債は、充当率100%に対して交付税措置率が50%でございます。今後もこうした有利な交付税措置のある起債を活用して、県負担を抑制していくことに努めてまいりたいと思います。

記載につきましても、なるべくそういった数値的なものわかるような、主要施策成果説明書の表現にしたいと思います。よろしくお願いたします。

遠藤委員 ということで、令和元年度の事業で、そういう数字的な部分、これが幾らかかって、国から50%充当されたというようなものを資料としていただきたいんですが、要望をさせていただきたいと思います。

井上総務部次長（財政課長事務取扱） 例えば、令和元年度中に総務省の発行の同意を受けた県債がございます。この数字ベースでいきますと、588億円の同意を受けましたが、その内訳として交付税で将来204億円返ってくるので、そうしますと大体35%ぐらいの交付税措置率でございました。これを直近で見ますと、平成28年度は29%、29年度も29%、30年度32%と、3割前後の数字だったんですが、令和元年度につきましては、有利な起債をなるべく充当することに努めまして、35%と例年より5%程度上がったところでございます。

以上でございます。

遠藤委員 そうですか。では、今答弁されたことがグラフか何かで示されるようお願いいたします。

浅川委員長 お諮りします。遠藤委員から要求がありました、ただいまの資料について、委員会として資料を要求することにいたします。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

浅川委員長 執行部は、要求がありました資料について、いつまでに作成、提出できますか。

井上総務部次長（財政課長事務取扱） 本日中に作成、提供いたします。

浅川委員長 それでは、この件に関しまして、執行部は本日中に資料の提供をお願いします。  
（要求のあった資料は、本日の警察本部関係の審査の際に席上配付された。）

（防災対策費について）

渡辺委員 防の3ページ、中ほどの富士山噴火に備えた広域避難体制の充実についてお伺いしたいと思います。

支出済額はゼロ円ということですが、このページの一番下に、防災総務費として844万8千円が、翌年度に繰り越されていると思いますけれども、先ほどの御説明の中で、関係機関との調整に日数を要したとありますが、全額繰り越しとなった理由について、具体的にお伺いします。

細田防災局次長 お答えします。

この事業につきましては、委託事業で、委託先のほうで事業が完了したら完成払いとなりますが、この事業が4月にずれ込みますので、4月に完成してから全額を払うという形になっています。そのため、昨年度の執行額はゼロとなっております。

以上であります。

渡辺委員 ここから成果説明書118ページを見ますと、地域住民の具体的な避難行動に関するシミュレーションを行ったと。そして成果として今後の避難体制の充実には寄与したとあります。支払いは翌年度ということですが、こういったことをこの年度に行って、どうしてこういった成果に寄与したと評価されているのか、具体的にお伺いします。

細田防災局次長 ただいまの御質問にお答えします。

この委託事業では、住民の方々が円滑に避難できるよう、溶岩流が流れてきて、順次地区ごと、ブロックごとに避難をするというものの基礎調査を行っております。この基礎調査の中では、地区住民の数、また車両の数等を把握しまして、その上で順次避難ルートや避難の経路、避難のタイミングといったものを交通シミュレーションで出したものであります。その結果をもとに、県のほうで策定しました基礎調査をもとに、今度はそれを各市町村が避難計画を策定する上での支援につなげていくというものであります。

以上でございます。

（消防団の充実強化への対応について）

古屋委員

成果説明書の121ページの消防団の充実強化への対応について、具体的にお聞きします。

まず1点は、消防団員の活動環境の整備に寄与したと書いてありますが、具体的にどのような内容になっているのか、お尋ねします。

丸茂消防保安課長 消防団の活動について、お尋ねをいただいております。

まず、消防団の関係につきましては、消防団の皆様方は、非常に活動の中でいろいろな危険があったりというようなことで、活動される場合がございますので、安全確保と、それから効率的に活動が行えるように、必要な備品等を購入していただくということで、事業を組み立ててございます。

具体的には、山梨市にLEDの投光器等、北杜市にはライフジャケット、身延町にはドローン、小菅村にもドローンというような形で、それぞれ消防団の活動が円滑に行われるような機材を、補助金という形で執行したというものでございます。

もう一点が、消防団員のサポート事業ということでございまして、これにつきましては、消防団の活動を地域の店舗等が支援をするという中で、例えば消防団が何か購入するときに特典をつけるとか、中身につきましては市町村とそれぞれの店舗のほうで内容を考えていただくということになるわけですが、そういったことを通じまして、消防団の活動が活性化するような形で進めると。それを県としても補助、支援をするという形で組み立てられている事業であります。

なお、県としましては、こうした消防団のサポート店であることが一目でわかるように、昨年度につきましてはチラシの配布でありますとか、そこが消防団のサポートをしているということがわかるようなのぼり旗を作成したり、それから、消防団の皆さん方は、それぞれ団員証をお持ちになっている方が多いと思います。それまではそういった団員証を提示して、自分が消防団であるということを証明する形で、そういった特典を受けるような形で事業を進めていたわけですが、これを、県下統一のカードを作成いたしまして、それでどこへ行っても消防団であるということが示せるようなカードを作成して、それを利用することによって、円滑に事業が進むようにという配慮を行ったというものでございます。

主な内容としましては、以上でございます。

古屋委員

この事業は、たしか、もう四、五年ぐらいたつような感じがしてるんですけど、私の市においても、具体的にこののぼり旗がどの程度立っているかというのは、余り目にしないんですけど、効果は本当にあるのかどうなのか。そういった点については県としてどのように承知をしているのか、お尋ねしておきたいと思います。

丸茂消防保安課長 なかなか見える形というのは、難しいかもしれませんが、効果はあると考えております。

まず、消防団ということで活動されているということ、地域でサポートしていくという機運を盛り上げるということが1つ重要な要素であると考えてお

ります。実際に消防団がそれでメリットが少なからず受けられるということでもありますけれども、何しろ地域で消防団が頑張っているということが、そういった事業を通じて皆さんに広まるということが大事ではないかと考えております。そういう意味でも、事業の効果はあると考えております。

古屋委員 最後は、市町村が行う先進的な取り組みに助成ということですが、具体的な例がありましたら、御紹介いただきたいと思っております。

丸茂消防保安課長 先ほどの御説明の中で、若干触れさせていただいたところではあります。消防団の活動の中で、効率的に活動が行えるようにということで、先ほど山梨市や北杜市、それから身延町、小菅村のお話をさせていただきましたが、そういった中で必要となる機材等を整備したという内容でございます。以上です。

（電子自治体整備事業費について）

志村委員 それでは、1つお尋ねします。

総の7ページになりますけど、情報管理費の中で電子自治体整備事業費の働き方改革の推進2,400万円余、これについて内容の説明をお願いします。

土屋情報政策課長 お答えいたします。

働き方改革の推進といたしまして、職員のテレワーク、モバイルワーク、サテライトオフィス勤務、そのような取り組みが行われるような施設整備を行ったところでございます。

以上でございます。

志村委員 これは県庁内で、ということによろしいのでしょうか。

土屋情報政策課長 サテライトオフィスにつきましては、出先職員が県庁へ出てきたときに使えるもの。県庁に1カ所、それから東京事務所、富士吉田合庁の計3カ所としております。

以上でございます。

志村委員 ここに関して、成果説明書の65ページにありまして、ここに書かれている内容には、情報管理費の部分は多分ないように読めるんですけど、県庁がそういう意味でパイロットオフィスとなって、率先して働きやすさを向上させる仕組みづくりを進めたという理解でよろしいのでしょうか。

土屋情報政策課長 わかりにくくて大変申しわけありません。ここで情報管理費3,295万1千円、これは働き方改革に関するものでございます。内容について記載がしてございませんけれども、ここでは県庁がパイロットオフィスとなるということを手段として、目的は県内中小企業の働き方改革ということでございますので、県内中小企業への働きかけということを中心に記載させていただいております。私が先ほど申し上げたのは、県庁における働き方改革ということでございます。以上でございます。

志村委員           では、この決算額3,295万円余の中に、そのテレワーク、モバイルワーク、サテライトワーク関係の経費は入っているということでしょうか。

土屋情報政策課長   はい、おっしゃるとおりでございます。

志村委員           その成果を県全体に波及させ、働き方改革を推進したということなんですけども、これにより県内中小企業における多様な働き方の定着に寄与したということで表彰等も行われていると受けとめましたけども、逆に県内民間企業のほうが多様な働き方の部分では、ちょっとリードをしているという点もあったんじゃないでしょうか。

                  要するに、県のほうから働き方改革を推進しているということで、県内の中小企業に波及したという評価もあるんでしょうけど、その逆という部分で何か得るものなどはあったのでしょうか。

土屋情報政策課長   働き方改革に関しまして、テレワークですとか、女性の活躍ですとか、いろいろ多様な面があるかと思えます。私も職員の勤務、テレワーク等を通じまして、例えば市町村ですとか、そういう団体ですと、余りまだテレワークというようなことも進んでいないという状況もあります。そういった中で、やはり市町村というのは住民の方からよく見える環境ということがございますので、県がモデルとなって、そういったところへも形を示して、そういったテレワークですとか、多様な働き方が広まっていくような取り組みを進めているところでございます。

                  以上でございます。

白壁委員           ちょっと1点だけ聞きたいんですけど、これはどこになるのかな。静岡市の清水区っていうんだね、今ね。平成15年合併からそうなんちゃったみたいだけど、ここに山梨県の土地があるということで、大体ここにいる人たちはみんな見てるんじゃないかと思うんだけど、課長は、その土地を確認されましたか。

小澤資産活用室長   先日現地のほうを見てまいりました。

                  白壁委員から伺いましたので、早速まいりました。

白壁委員           ということで、見ていただいたということではありますが、この土地は、古くは山梨県の年貢米を富士川を下って、そこから幕府に年貢米を納めたという、そのときの一時管理倉庫の土地ということで、明治15年だっけ、静岡県から買い入れて、現在も山梨県の土地になっていると。ただ、この場所というのは、御案内のとおり、もともとの土地のところに道路が入って、分断されたあげくに河川敷のところに記念碑があって、その反対側の部分に12件の借地人がいるということになってしまっていて、年間240万円近辺の借地料が入っている。

                  これは、前から言っているんだけど、何とかしなきゃならんねというところなんですよね。現状とすると、この契約手法というのは、普通借地権、それとも定期借地権。借地借家法でいう、どちらになるんでしょう。

小澤資産活用室長   現在の契約につきましては、普通借地権の契約になっております。

白壁委員 となると、定期だと、例えば居住用50年以上とか事業用30年以上とかというものが、借地借家法の改正で、一物四価が一物一価になったときに、もう十何年かな、前に借地借家法というのが改正された。改正されたんだけど、普通借地権については従前の形なんだよね。これは何年置きの契約の更新になってるんだろう。

小澤資産活用室長 現在、3年に一度更新をするような形で契約をしております。

白壁委員 3年に一度というのは、一般的な普通借地権というのは、契約後30年以上というやつがあって、その直後の契約について20年以上。これは明治から始まっているものだから、多少、今の普通借地権借家法とはまた違うんだろうけど、でいうと3年置き。この3年置きということは、地代の見直しもかかっているということだよ。

この地代の見直しというのは、路線価を中心にしながら、不動産鑑定士を入れて単価を決めているということだよ。

小澤資産活用室長 借地料の単価につきましては、今までいろいろ経緯があったんですけども、平成12年に地元の方々との話し合いで、路線価と公示地価、さらには固定資産税評価額、こちらの変動率に基づいて改定していくということで、現在までできております。

以上です。

白壁委員 ということは、いわゆる一物四価を中心にしながらやってきているということだ。

あともう一つ、借地借家法というのは、土地と建物という意味なんだけど、駐車場はまたちょっと捉え方が別なんだよね。ここにはね、みんなよくわかっていると思うんだけど、駐車場があり、タクシー屋さんの会社があり、アパートがあり、住宅があり、さまざまな建物が建ってるの、12件に関しては。そのうちの一つが駐車場なんだけど、駐車場の契約というのは、どのようにしているんだろう。

小澤資産活用室長 駐車場につきましても、契約の形態は同じですが、所管する法律は委員御指摘のとおり、借地借家法、旧借地法ではなく、民法になりまして、借地権ではなく賃借権に基づいた契約という形になっております。

以上でございます。

白壁委員 そのとおりだね。いわゆる借地借家法で定めるもの以外のところは民法で定めなさいとなっているので、多分民法が適用されてるということなんですけど、ここまでが前段として、何とかこの土地を解決しなきゃならないんだよ。

今、つとにいろんなところで県有地の問題が叫ばれている中で、ここもそのうち問題になってくると思うのね。本当は何もなければいいんだよ。林業公社と同じように、住宅供給公社と同じように、何もなければ放つといってもいいんだけど、でもどこかで横内知事みたいな英断を下さなきゃならないときも来ると思うの。

これね、このままいったら一生そのままとれない、基本的な法律が変わらない限りは。だけど、どこかで3年ごとに更新をしているわけだから、そこで何らかの手法をとっていかなきゃならないと思う。

1つは、山梨県に戻していただくこと。もう一つは、道路で分断されている河川敷のところの記念碑があったよね。確認いただいているよね。記念碑のところは、あそこに道路が通ったから余り地がその中に入っちゃったんだと思うよ。僕は、公図を見てないのでわからないの。わからないから、多分そうじゃないかなと。川ってというのは昔から、一つの地図に対して、うねっていたものを、こう曲がっていたものを真っ直ぐにしたりするから、そういったところに、いわゆる未確定土地っていうか、筆界未定みたいなものが出てくるんだよね。川のところというのは、どうしてもそういうものが出るんだけど、もしかするとそこに建てたのかもしれないし、僕はよくわからないんだけど、多分そこは県有地の飛び地なんだろう。分かれたところだろうなと思ったから、ああいうところだけ残して、こっちを売却する方法とか、いろんな手法があると思う。だけど、売却となるとうちは買いません、うちは借りてますというところで、これで今度ばらばらに温度差があると、これはまた困るんだ。

いずれにしてもね、これは明治15年だからね。もっとさかのぼると江戸時代だからね。江戸時代って法務局がなかったから、登記できなかつただけで、その後、地租改正とともに、静岡の土地になってしまった。主張しなかつたんだろうね、地租改正のときに。地租をかけるよと、あんたの土地に税金かけるよというときに、静岡の土地になってしまったのをちょっと待つてと言って、明治15年に、そういう歴史のあるところだから、山梨県が買い上げたんだと思う。

だけど、現状からすると、今は山梨県の土地であって、飛び地の土地であって、違う方向のもので駐車場になり、アパートになり、タクシー屋さんになり、住宅になりとなってくると、ここは何とかなきゃならないと思う。

それであとは、どこから言われても、全うな正当な賃借料というか、地代、これが明確になっていって、初めてできるものだし、だけど、それにしても、このままいったら終わってしまうから、終わってしまうというか、どうにもこうにもならなくなるから、この辺で何とかしなければならぬというふうに考えてんの。

部長は見たことあるか。まあいいや。で、最後、ちょっと部長に明確には答えられないよね。だけど、何らかの手法は考えなきゃならない。結果として、何らかのことをやっていかなきゃならぬと思う。処理しなきゃなんない。林業公社と同じ。そのまま置いておきゃなんともなったんだろうけど、でも、どこかでは対処しなきゃなんない、処理しなきゃなんないと思う。その点について、部長から最後、御答弁いただいて、と思います。

市川総務部長 お答え申し上げます。

不勉強ながらまだ現地には行っておりませんので、現地に行くことも含めて、さまざまな御指摘をいただいておりますので、どういう課題があるのか、そういったところの整理も含めて、まず勉強させていただきたいと思います。

以上でございます。

質疑 警察本部関係

（警察職員の数について）

古屋委員 2点ほどお伺いしたいんですが、警の4の職員給与費等について、警察官及び警察関連の職員数は、現在どのぐらいいらっしゃるのか、お伺いします。

川口警務部参事官 古屋委員の御質問にお答えいたします。

県警察の職員の数でございますが、警察職員の条例における定数につきましては、警察官が1,682名、一般職員が296名、合計1,978名となります。

以上でございます。

古屋委員 その中で、女性警察官の割合というのは、ここ5年ぐらいの中でどのように変動しているのか、その辺をお伺いします。

川口警務部参事官 お答えいたします。

現在の女性警察官の数につきましては、151名となります。これは、全警察官に対しての割合ですと、約9%に該当いたします。

5年前を見ますと、女性警察官の数は104人ということで、全体に占める割合が約6.2%ですから、現在、計画的に女性警察官の積極的な登用を行っておりまして、このような推移であります。

以上でございます。

（警察官待機宿舎について）

古屋委員 次に、宿舎といいますか、官舎の関係についてお尋ねいたします。

現在、県警が管理しております官舎は、地区といいますか、どういう表現をしているのかわかりませんが、どのぐらいの地区にあって、何戸ぐらいの世帯数を管理しているのか、お伺いします。

進藤会計課長 お答えします。

令和2年9月1日現在、警察官待機宿舎の現状につきましては、世帯用が34棟、独身寮が16棟であります。このうち、建築後40年以上経過しているものについては18棟となります。

古屋委員 それぞれ世帯用と独身用の入居者は、どのような状況になっているのか。

進藤会計課長 待機宿舎の入居率につきましては、9月1日現在の入居率となりますが83.5%となります。また、独身寮の入居率については41.8%となっております。

古屋委員 特に独身寮の入居率が低いわけでありまして、この対策というのは、何か考えておられるのか。あるいは今後、将来的に採用を含めてあるのかどうか、その辺のお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

進藤会計課長 これから独身寮の入居率が高まりますように、独身寮の利便性等が上がるような施設、こういったものになるような修繕、そういったことに努めていきます。

いと考えております。

古屋委員 最後に、建物の管理というのは、庁舎管理も含めて、宿舍管理もそうであり  
ますけど、今や40年以上経過が18棟ということでございますが、これに対  
する令和元年度の対策というのは、どのように打たれてきたのか、その辺をお  
聞きしたいと思えます。

進藤会計課長 令和元年度につきましては、鯉沢警察署市川待機宿舍、1棟12戸の大規模  
改修を行っているところであります。

以 上

決算特別委員長 浅川 力三